群書類從

三百七十下

081.5
G95
H(44)

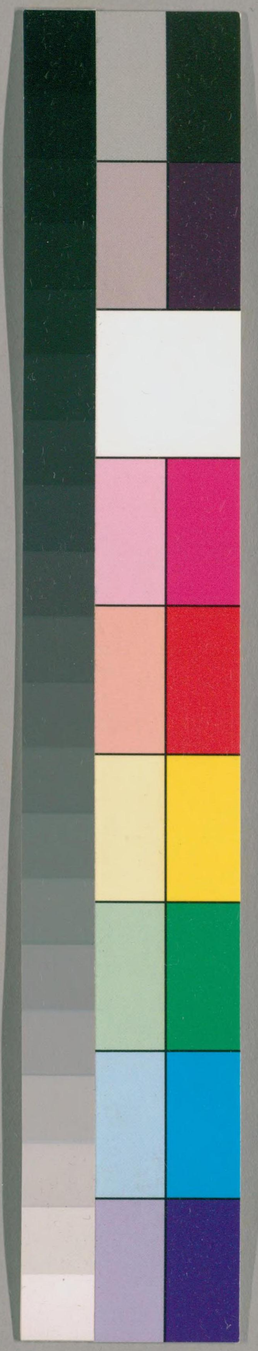

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)

ガラス使用

081.5
G95
H(s4)

国立国会
29. 7.22
図書館

336282

国立国会図書館　　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)

ガラス使用

岡氏奇賞

合戦部三

梅松論

いにしへより乃至ひのやまひけむ二月廿五日代參龍の結願なりて北野の神宮寺毘沙門堂の道俗男女群集し待りき或經陀羅尼を讀誦し或座禪觀法を凝し詩歌を詠しまひなんどもひまなかりしかども梅乃めでたきことのみうちつゞきて

一集

宮内省

もろく念珠の像ありとそ
抄あまをかうこのまとも出家知あり
うさもやあるに思ひ給うく多年の
や也志深くめて方もあるに物語あまり
先代とこしその当代法運に因て栄曜他
ゐ我をう次等委くく義
以くとや神書ふしおやまる
にこのうち法事ううやうて多智の藝乃
有まる老侍すみ出くやけ白い年老あるに
しかる事ふ事も関東
申給さ也奏定て多の
あうむ人ら助言ふへとも
ゐに及ず何酒肴ふう油
思ひとおして関給ひけ
先代ふうふ元弘年中
入道のとうの義久元弘
まうふ故頼朝卿遠三位禅尼のとうひ
この歌ふ将軍ふて北條遠江時政う
孫ふ代執権として関東
しなう将軍とうふて大

と紀小東夷起而世子貝尊と云大将軍と
なり移を征伐し和同七年代神功皇后と申
奉れ将軍として誅討征伐ありしかく
三韓を平まつりて同二年二代周明天皇乃御宇
厩戸皇子みかど云大将として守屋大臣誅滅し
給ひ同二年九代天智天皇と申奉大織冠鎌足と云人康大
臣誅滅しまつり同四年代天武天皇と申奉大将と
して大伴皇子と申奉なり同
年壬申乃乱を治め給ひ天下を
平定あり代聖武天皇大野東人と云大将として
渤海狛太宰大貳藤原広嗣を誅伐し松浦四郎

是也同年八代称徳天皇女帝中納言藤原仲麻呂鎮守府
将軍坂上刈田麻呂大将として蝦夷征伐
当藤原仲麻呂を誅伐しまつる恵美押勝と号
次同年代桓武天皇中納言兼鎮守府将軍
坂上田村麻呂をもつて奥州乃夷を平給ひ
城と云ふ所に同五年二代嵯峨天皇弘仁年中
坂之上乃石碑有之智勇兼備乃名将藤原仲成を誅せらる
同六年二代業養院内宇平貞盛藤原秀郷両将
軍をもつて平将門を誅伐しまつる同七年代後冷泉院也
宇永承年中に陸奥守源頼義と云人安部貞任

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

等成等ともう両国七年二代白河院ヨリ永保年
中ニ陸奥守兼鎮守府将軍源義家ヲ五位承
武衛ニ補シ給ヒ同七年二代堀河ヨリ寛
ヲ康和ノ年中ニ出羽守兼陸奥六條判官為義太馬助
義家等平清盛ヲ以六
平忠正ヲ以謀ヲ同七年二代二條院ヨリ宇
平治元年ニ信頼義朝ヲ以テ
一九条山ヨリ討ヲ天下静穏ヲ

ヲ切ル誇テ政務ヲ恣ニ胡威ヲ皆ナ悪逆ヲ
道ヲ行ヒ給ヒ後白河法皇潜ニ院宣ヲ下サレ
ル後ニ頼朝義兵ヲ挙ケ一族ヲ
誅伐ヲ厳威ヲ振ヒ日本国中ヲ悉ク
補使ヲ征夷将軍ノ職ニ任シ幕府ヲ
位大納言ニ昇進ス
ヲ辞シ給ヒ治承四年正月十一日ニ
ル詔ヲ下シ正治元年正月十一日ニ
其朝ヲ亡ス事二年ニ及ヒ天下治テ民間ニ愁ヒ
婦女ニ至ル迄悲歎ヲ捐テ建仁二年ニ至ル

関東ハ将軍ヨリ下ツ方ヲモ惣事多クコレヲ取リ
執権父時政ノ法ヲ以テ修理亮ニ仰セラレ
ヲ細カニ定メ給ヒ三次頼家卿ノ舎弟実朝ヲ建仁
三年ニ征夷ニ建保七年ニ内大臣ニ任ジ給ヒ
ニシテ源氏ノ正嫡絶ヌ
同季正月廿七日戌時ニ鶴岡ノ八幡宮ノ参詣
ノ石橋ニ於テ公暁ヲ誅セラル将軍
年廿八剰ヘ討ニ洩シテ
及テ三代ノ将軍ノ遺跡絶ヌ
ヲモ申ス
（頼家ノ子）

同国東ハ将軍法性寺ニ
二位ノ禅尼ヲ始メ
二月廿九日摘政道家ヲ
公経ノ四女ヲ二条
二年十二月廿九日頼経八条
母平森時加冠ヲ
時房連署ニシテ政務
三年ヨリ後ハ
来ヌレハ
官高重ヲ
（義時ノ子）

336282

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

光季あと跡より則官軍関東へ発向すべきよう
五月十九日其関を打ち二位禅尼を舎弟右京亮
并結城をはじめとして大名小名数万騎
此命蔑如なく三代将軍の墓所と申ながら
馬乗つめ〳〵もし事出来ば我命
一つをもようやく先死せば後れ
ずと泣く〳〵打ち立ち給ひしかば
我おの〳〵右幕下の重恩に浴しかつは
出遠江と婿と舅と打ち寄せ西を枕と合戦
打ちくきやう名をけがすな同廿一日死一生我日本

今は春時并に房雨大将とこの鎌倉に立
寄まゐらせ給ひ義時を向ふ日本は
皆主にあらず今は和漢
ともより勲功ある古人今誰か安全を
変ず一天平相国禅門後白河院をなや
まゐらせ給ひて後ほろびぬ
潤小勲功と義り平家一類を誅伐あり〳〵
と思ふ実朝公時政
と始めて其営に移り給ひ
あるこりくと勲功を賞ぜられける事なりとても

程なうまてたてまつりたまふ
所給合戦を企め後京すへきよし
いさめけるかゝる義時やう
跡なき神物のやう候ふと若王乃改名ふ
ゝきよりも也近年天下執行
沙汰古に又ためしなうして
朝小勅裁をてゝ改雪一事に数箇条
補ふる国土穏ものなかり
ゝ国ゝ関東乃をろかなるひとり治乱を
此次第我なからきゝまゐらせ
ぬ人のなけきふる

而後ゝ下勅諚乃当たるか号天道小往きく合戦を
致ゝ企しかる東士利を得て猶ゝ又御
京成敗を全私ゝ沙汰仰ふくして
彼院乃御系を仕小対奉御
ゝゝ貴をぬきゝ号城ゝ
ゝ号御ゝ二義ゝ小めゝ
時を始ゝて東士合戦致ゝ
時ゝり美ゝ御系ゝ
お程ゝ時房東山道ゝ武田小
非直朝時北条ゝ時ゝ

三月廿日丙申小清水に乱入して都門を
焼き払ふ同廿四日辛丑諸卿を遣はして
源攻国へ下向し給ふ則真応元年に院号
を改元す同年六月廿七日戊申仁治と
改元す同四條院天福元年より
洪治廿年まで次後堀河天皇寛元元年より
同四年まで次後嵯峨天皇寛元元年より
洪治廿年まで次後深草院
洪治元年より正元元年まで
十二年なり次亀山院文應元年より

文永十一年に至まで御治世なり次後
宇多院建治元年より弘安十年まで
十三年也次伏見院正應元年より
永仁六年まで持明院正安元年より
同二年まで御治世十一年也次後二條院乾元
元年より徳治二年まで
萩原院延慶元年より文保二年に至まで御
治世十一年也後醍醐院元應元年より
嘉暦四年まで也治世十三年次崇光院
今豊仁先人皇始て神武天皇より後深草院

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

御宇に至るまで九十余代の
義正寿より弘元二年まで百九十四年
関東将軍家并執権の次第
明次上二代武家也又頼経頼嗣の二代を補
政務ありて不宗尊惟康之明宗邦之二代
執事なり然る九代の次第
江曾時政義時泰時時氏経時時頼時宗貞
時高時の九代皆以将軍家
政務成り給ふを治めて武蔵相模両国
守となりて一族の中より器用撰
出

著して御下文を給はり将軍
申沙汰しける元仁元年従五位
馬随兵を下され正役の輩諸
も修業の義を存ず暴進にとうる郎従
源家と号して遂日
過ぐるの振舞なくして政務
とする数々万民をめぐみ
風乃事なりひとりにうることの
しかるに天下悉治りぬる代々目録ありて
乃ち執権を小高時の執権を

二年にいたるまで十七年の間
かくして義兵をおこし
時維貞元連署
漸く雅意をこえ
四至の事
らむを恐て
更に御在位
立后
法皇
天智
更に亜ぐ
御即位
吉野山
発ける
を給ひて
境ひといふ
ふる信貞
光仁天皇
掌相
燒滅
城の先

敵を小伊豆の城嶮天皇御方信を全う
次ま文穂を皇乃ゆ惟仁四親を何も
ひこうめ兄を後く法即位乃変を家史小法
斗ひこさ号相撲競馬を雄雄変こ而を藤
小まう勢く清和四門御禅を史而ひ於
保元ま号羽院崩御まて十ケ日乃内ま上皇と
御兄弟位重ひ有こうこ動命に従せく海
中に陳を礼会我ま及こ天のうまり
まう勢て給小皇子御位践令こ崇徳
院を讃岐国ま迂有ま史源矢

軍士悉く誅ま数次ま会院資主こう而
海こくひま四ま信乃初こ天下安全ま
資祚久こ時人こ而小安穂こ号四ま
く四即位こうひま号ま是を外祖父藤門
乃こうひる剋天下乃政務法遠小ま
祖こう則こ小皆也次ま為久ま海を経
也次礼こうま位重に従ひ門御
御孫後堀門天皇代関東こ
皆一旦法ゆこま於障碍く
正位ま而ま於こう実小後堀河寛元度

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

中小将卿の刻遠勤王宣く一乃御子後深
草院御即位ありしめたまひて長講堂
領百八十ヶ所を以て御子孫永く主佐
のうとやうに定めらる後深
草院御即位ありしより御治世に累代叡慮
をもつて深く細有り仰てもて
仰て後深草院御治世寛元四年
年小さもありしより亀山院御宇
宇治殿の主信建治元年
いつまでも地後嵯峨院崩御
御子後深草院御治世寛元四年
仁治三年に
御即位
後深草院御治世寛元四年
院乃御子
正應元年より永仁二年
有り
伏見院
御即位
伏見院御治世永仁二年
院乃御子
後二條
後二條院御治世永仁二年
院乃主信
徳治二年
又此君
後伏見院
御即位
後伏見院御治世徳治二年
御甥
後醍醐
後醍醐院御治世元亨元年

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

文保二年に勅を承り御撰集を奏覧の院
の二条法の後醍醐御在位あり元亨元年より
元弘元年まで御治世の間遠勅遠
しき事御関東のすゝめ
なるべき由をもて奉り一乗院法
ぬるうちもまの御子供六人ましまし
生位の沙汰及ひ〳〵うるさく
山院の御孫吉位連綿あるべき
をもて此の法皇武家若は擁護し奉らん

冥応遅かるべきやうかしこくも
後宇多院後宮人移し
まりしを彼院源慶宮
関東を待七し治まりて
若いまだ事なかりしかば
金言の後一乗の後源
天下治めにくく元
石山御幸の程不便
只是れ偏に仏事にとゝめ
一の御子後深草院二乗法
の御孫

十年以後日新旨〻御治世あるべきようなり
うひやう後醍醐院乃御時嘉禄元年今此勅使まで
吉田大納言定房卿指明院の御使なり日野中
納言光二男の一条新蔵人乃往復事ふかきなり
勅使て院乃御使と両人関東にをゐて問答事
多〻とゝくも定房つたへ聞ところ也院乃御遺勅より御子の後深草院の御孫
院乃御遺勅を以一の御管領をうけとり二条
長講堂領をふくめ御管領をうけとり二条
亀山院の御孫を累代御遺つかうまつるべきなり
関東より御沙汰ありて度〻に及ぶ御重文なり

主勅以後御子孫御後乃御帝籍を絶
す為をもつてかうやうの事ともあるべし
皆悉御子孫後醍醐院御譲
二乃御子御子孫後醍醐院御譲
元亨元年元弘元年
小をもつてあり後嵯峨院の御遺勅治定
徳二年に持明院乃御系統
深草也後醍醐院我神武乃御法を守り
として天下乃御政を定奉
うけ乃明証なり遺勅とやかう事

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

元暮いとむつやかに交すべく
智くあるべき規矩を定めやうもなかりき
明応十年四月信乃諏訪法花堂領の
長禅堂領をめぐる山院の法孫と
より数ヶ度道理を立つるも
竟非なく拒絶院のやうに
破院逆鱗よりおそろしき
如四智ふつゝかに禁裏公衆
山へ催促あり郷村雲客
無沙汰なく白地催促
忽ち兵乱に及ぶ天下
乱逆の基ひらけ六波羅の
合かゝる所に六ヶ国の軍勢
委向きゝ官軍ゝ寡なり
士のごとくに
六波羅乃南方を
同年関東の
事ありて今度
乱逆を

北の御堂と申つたへ奉る。羅城門と
東寺醍醐院とは、先帝と申ながら、
沈淪坐ますをば、源氏の公卿二
人を遣て、追奉るべき事
なり。治安元年三月七日辛酉、
園の右僕人佐を兼備後権守
六波羅と号す六條河原を
南ざまに、大宮を下り東
西ざまに、六條坊門を北へ
東ざまに、油小路を西へ
系図ざまに都合四町を
士を関東の余に住ける
上人も六條女房馬上ながら
一人閑居と供奉して東
東北室堂の方より
～奉る貴賤魂を消
とぞ云ける。元暦天の下に
すこしもなく御所に
御共もなく蒼天露
紅錦繍乃地色

勲功顕著ニ依リ従二位ヲ追贈セラル
尊良
尊澄
贈従二位尊良親王ハ延元二年八月一日ノ合戦ニ
宮方ノ先鋒トシテ越前国ヘ赴キ給ヘルガ
乃チ籠城人奮信死奉リ給ヘル事共神皇正統記ニ
詳ナリ後醍醐天皇崩御ノ後ハ
尊澄法親王ト申シ奉リシガ
天台座主ニ補セラレ給ヒシカ
ドモ其ノ事ヲ好マセ給ハズ
シテ専ラ修験道ノ業ヲ修シ給ヒ
シガ後ニ又還俗シテ
大塔宮ト申シ奉リキ

奉行ノ例ハ未ダ見ル所ナシト雖モ
保元ノ宣旨ニ依リ宗徳院ヲ検非違使ニ
今度ノ事ハ軽カラザル間特ニ
沙汰アルベキノ由仰セ下サレ
テ其沙汰ヲ致ス処ニ
羽院ヨリ院宣ヲ以テ
ヘラルル事ヲ忘ル
軍家ノ遺詔ヲ
テ下サレ責ラルル
コノ通ヨリ仙洞ヲ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)

ガラス使用

祖母をたゞ思ひとるまゝに
とゝく兵部卿と申ける一ぐわんの
思てとり諸仏法神祇よハ
野春日文二社を御祈念
清盛の船をおそ
末孫に御座ハ
玉中ゝ軍勢を
きゝけまた
て編旨をひ

伯耆国
御門ハ
ハ後白
ハ後を
中をれ
動使
動使
ハ後を

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

鞆至くり出で忠顕朝臣家を攻め
鏡を著く兄弟共拳命人歩の如く出逢よ
多りと雖も私氏皇居小勢
地はつすとく家よ火を
とる平人御方多成奉ろ山検知なり
と再び度く納板と供ひよ
打ちを打ち引割く縄と作ても
翌日多り山頂よ後御所と
多来と明くかと綸の御使
迫所の人く国人小地来ても
る三百余騎ても南山の陣に押寄
云ふ親政命を拒て
軍勢教導討捕ふ
引退年経ぬ云伯耆両
も若松方よ来ふ
国よ攻入ふ来ふ
法ひそり既ふ事風
六ぬ軍妻悪く
るとう見えて
異主の高小因

もとして国内を通て會稽山に戦て呉王を破
り伯嚭が花巵を奪ひ会稽の恥を
雪ぐことは皆ひとりの呉王夫差成
けるが伍子胥とが賢才を用ひて文武おこたら
ず内外の政事を正しくせしかば
五十の年臣下に重景よりて老ても
世を治むと見奉りしに心ある人の事かにを
よりて天心のさる男妙女の美しきもあり

乃袖をぬらしなどまでは
も当作安寧ありし事
計ら、ずも小播磨守赤松入道円
心が異図を出ず野心
事皆偽なるにあらず
事元弘二年三月十二日鳥羽行田
より法中を攻入ず六波羅の勢馳向ひ合
戦をなさず退散す依て
関東へ馳下り尊氏ま
しまの也と洛中へ入洛八月下旬より元弘元

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

事にして芝金城退治の一方の大将として陸奥
向ふ途也と度々高将軍より文渡ありしかども
遅云一ヶ月の中や未だ其体変の出来もせざる
ものゆゑ御下知なきまゝに打ち
大将として福井出進発せんとする時節つ
ゐ向ふとても出来候よし及ぶ沙汰上洛あり元来打
ちうゐ仁躰りとゝかゝる関東人々数の
沙汰不レ及候之あり紀伊国根来
大将として名越尾張等言ふ家ども出来候ハゞ
乃大将軍式部卿宮羽時の後流あり而天打同

時小上洛有て四月廿日同時ゟ又都をいでゝ
将軍ハ山陰丹波丹後を経て伯耆へ出安向ふ
きよりの事なれば山陽道播磨備前を経て同伯
耆へ発向せんと私ゝ山陰攻らるゝ事を
ゝ向ひ久我縄手ゟとの事合戦
大将名越尾張等言ふ家ども討るゝ事ゟの軍
数戦ハ及ゝして発ゝ都ゟ向日ハ軍ハ
法領取ゟ丹波ゟ篠村ゟ御陣を召ゟ将軍
ゝ事ゟ諸代ゟ乃庭ゟ
随ゝ上細川阿波ゟ和氏上杉修理亮重能兼日

源小輪貞氏賜く今法上洛の時迎江兵境驛
よとつく被露ナこと眼小動令をと命しめ
るよこと時分和泉天令九牧あるりまる思召
ことこと華三條ナこれ
乃八幡宮九法堂前よをつく
る柳老木の指よ出旗を
毛小着九陽九精小あろうこ
柳七卯のまるり東八司て
卯乃方ろう進発を先ろ
ろうとたる事生乃夏の季
海ろこ智るう志ろ程よ京中に充満せ軍
勢を次味方小地糸もる事震乃もう刈
簾村の法陳を嶺城へう引
攻ろうえこと三月十二日ろう寸余発乃合戦よ初夏六波
羅を城郭よ構人皇居ろ
指笠ろうれよ春ろ
刻乃城を囲ム関東の大勢一戦も功なな
こ次利ろ失ふよ将軍ろ
落くをる落甲へ攻入ろ

きれを法人おそろきこと論ずるに
小有くも関東にありをねもろ至京人等忠
西国の軍泳思元切きろ度の神祇よありて
ゆうよめ〳〵きなく小ろ月七日行利将軍
のお降頃強くろ内裏ろ
神祇官ねよめあくおろ
白河とろに狂く二条大宮を陣く西ふ
ひくくろ〳〵の原乃と紀斗よ西陣ありを
て上矢れ鎬管波ま時のきろ
〳〵入乱ぬく立小冬ると京海とお義寄り

ろ北ぎ音矢叫の声天地も動く斗り
入稲く数ヶ度ぬとろ号令紀地も動く斗り
数をきろ次中小を将軍乃
三元えみく討死しろ名前
ろてきれ未だ時斗よ大変
引退く法方の本松ぬ作陣田ろ攻入きか
九條乃小数ヶ手ぬみく方く北ぎ
入ろて六波羅ハ城郭小引篭ぬ事申に
家を焼の矢ぬおしむ勇者ぬ事を歎ろ
程よ七日乃昼しろ去ぬ四方ぬ大変

…討死を勧こと次…
…諸人涙をけるよ…
…こゝにおゐて又小…
…一方浅明く…
…退治をやとゝ…
…一方とゝ…
…六波羅の小…
…執権時…
…事始めて…

私乃至…
禁裏仙洞の…
…こと関東大合戦を…
…絶えこと…
…北ゝと…
…稽古を…
…奉ル御…

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

文書を持ち給ひて
あるひくいと少納言
参りて申し給ふ
軍を遣はして討ち
ら次を取り給ふ
聖日六月九日東へ
場の有れ山小屋
伊賀伊勢の兵
海をとうりぬ
合戦をいふ

菓馬にて
むる
ひて
きう
生て
捨て
そる
首七日
くまで
北方仲時

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

切丸外名をも改め道場を起し専ら
世学に従事し高所の軍破るゝ時は
洞ま先帝後醍醐陛下
つはる今剣を奥えて
勅使を解て高幡へ引返し彼軍勢を進退
我ものとし京都より
御府の如き勅令を
戦を挑ひ関東を降
伐をふるふを教書を法士より成下され
るかなふ北条氏討亡れ大功
曽淳正が陸奥右馬
小弓出家して降参し
将軍八右馬助
当多ければ
上野国へ新田左兵衛佐義貞の
高名也良久討死
内府陸奥守義重陸奥
潜み勅を
又先名里見堀口大館
にあるをとゝもに
四郎左衛門尉

上野岩松ら次義貞小属ぬ
に及ぬ引退ぬ義貞多勢を
攻入ぬ南国の軍勢も悉
ぬる時の才尤逆ぬ文拍筵入ぬ
義ぬる叡向ぬ同日山ぬ
十三日分脱関戸河原ぬて統
疎ぬ義ぬる者多ぬ
祝源禅門の余統乃若ぬ安保左
横溝ぬる宗重討死ぬけるぬ
引退く処ぬ大勢ぬ乃
只今敵の乱入ぬんも知くや
分ぬ小乃道へ討ぬ
拍ぬ武蔵守義ぬひぬ
乱義貞ぬ同心ぬ義ぬて責ぬ
ぬぬとぬく相戦ぬぬう
義ぬぬ拍ぬ守時ぬぬ
設ぬぬう義ぬて
像ぬ渡ぬ射矢ぬ
守貞通ぬ中ぬ
相戦義ぬぬ

本国に還る事を許す数年を歴て又新羅
に遣はさる五月十日に及ひ未刻ばかり
稲村侍を指して火起る義貞乃駭ひ
て之を救はんと欲し焼掃ふと雖も
猶ほ熾盛にして滅すること能はず
乃家人板垣長浜の下れ来るを待て
戦ふ数刻にして両陣の大将大敵稲瀬川を
隔てゝ相対す義貞乃頂小袖を乱出
十八日より廿二日に至るまで小袋坂軍
切通の下縄合中れ合戦乃
人馬れ疲るゝも止時なく人の数なるも
富貴栄花のみ楽しき支おそろしく
そうくしくもかなしくも楽しくて
ふるくして相撲等う時禅門元弘三年四月廿日
葛西谷にをゐて自害しまつる事想ひやるにも
除あり一族と同数百人自害をするあるめり
ふるに忽ちきなりし稲村侍の浪士除
石うく道祖うて両軍勢は
俄小笠原六郎合戦乃旨于沿
く仏神乃加護うて人のまる越前の御合て

南の方八海あるく二方ともに崩つくり嶺つくきこり等
を以大勢陣を取て禁におよぶ所に元来
小次郎ら〳〵に河ろ辻風もみる孫舎ろ吹
入ある物もあるくおそ焼ろうとも
く道程ろうなう治兼よ右幕下ろ剣よ
り以来ろ小せろう御り地ぬことをしてろを
当ひおいあつて政ろの法度渡ろ射乃日記を写
ろくまを治めしうの根煙たりるあるく
戸ろうをふれろく楽葉て久しかりしも財お
来ぬや元弘三年ろ時政乃孫七百余人自害

滅亡すとうへも実ろ重ろ像ろ作をふ後ろ天下
を治光ろ策乃道をたろく治ろうあろう
目安度をし相ろ関東諸代のろい義員胡臣
ろ功をまし義詮乃時所ろ
業ろ如時大将ろうてろうろ
治国乃ろ実ろ退治ろ後ろ二階堂乃別当
治小ろ雅ろくし諸将悉く四蔵の若ろ属
しおろうあろうもこけろ
ろくろ永ろ万年治ろろへろ
実ろ系起ろう細川和波ろ今寸源義人掃部

仗先帝二人国東退討乃
為不忠之臣滅亡乃
至君不向之儀
仍両人捕仕奉
御所領等悉以没収
被下之訖
起請文之儘
旗幟
上洛之事
被仰出
速令参
洛
之由

雲客行粧花美
来次下侍奉
内裏
守護
五下一統
之輩
定
勤
道
之儀
雲客
官位
官
道
之儀

也聖明乃叡智七年八箇年ヲ過シ
人ヲシテ新政所ト号ク新ニ造ラル是ヲ以テ代
引対ノ沙汰ノ式ハ更ニ後ヨリ定ムヘキ事ニ
非ス然ル歳許リ又侍所ト号シ諸方ノ訴訟
元太田文判官親光當番ニ当リ雑務ヲ
當役所ニ於テ之ヲ沙汰ス武家ノ
ヲ以テ新四人ヲシテ改メ
諸番ヲ定ラル古ヘ興廃ト
ナリ服ノ新儀ヲ未タ
改動ス歳ヲ
ス

シテ法華堂ニ参詣ス中ニ及テ武蔵相摸ノ
ト云頼朝卿ノ例ヲ追テ
用年ノ冬成良親王征夷
十四所ノ頭役ヲ
乃至大明神ニ
乱ノ地揆ニ
ヲリヒヲ
多ク記録不
ニ因参ヲ
當ヲ改ラ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

或て先代滅亡のとき逆意を又ゟ時の一統ゟ
収攻のおゐ寛宥被成とゐ死罪の科を者ゟ又
天下一統乃校正の論旨と下ゟれ之を
取用とめゟれく輩恨を含持ゟ企ゐ
ありゟ民ゟ〳〵ゟ事ゟ絶ゟ
慮ゟ生ゐ関東と已ゟれ
まゟ〳〵ゟ為ゟ総ゟ小直義朝臣大ゟ〳〵ゟ
徳念ゟ沙汰ゟ事ゟ乱ゟの事ゟ小吹挙し
来報へ之ゟ生ゟ〳〵ゟ統乃仕ゟ人ゟ
とゟ〳〵ゟ之ゟ〳〵ゟ武家

又ゟ乱ゟ小収とゟ〳〵ゟ輩ゟ敗走乃ゟ〳〵ゟ
ゟ〳〵ゟ事とゟ〳〵ゟ思ゟ新ゟ義
と武家ゟ之ゟ〳〵ゟ元弘ゟ事ゟ
暫之年改元ゟ〳〵ゟ建武元年ゟ
儀式雲客花乃枝とゟ〳〵ゟ
給ゟ也年ゟ人ゟ之ゟ
ゟゟ〳〵ゟ此両ゟ〳〵ゟ
ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ小ゟ新卿ゟ護良親
田左ゟ吾義貞正成ゟ等ゟ潜ゟ
新之ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ之ゟ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

有之候ニ付而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済
二年天下治定之時ハ武元雪ニ而も当ル月
就而ハ其方ニ而ハ祝義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済
照雲法野の一族ニ而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済
次第と号シ候ニ付而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済
すよう〳〵当後小笠原信濃守ニ而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済
向ニ而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済
田へ参ニ而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済
者向ニ而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済
然ニ而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済ニ付而ハ義ニ而ハ不相済

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

武蔵安顕系図 終

逆徒を討ちまくのことを泥門刑部忠松多
勇人自害次第小山下野守
ともに戦死義政ともに
時にをゐて秀胡をもつて
百人自害す依て七月廿二日下野所左馬頭
金王丸両人一同に菓部堂管乃助所を
て玄福郷到着次第
うくとうなり武蔵乃
戦ひ終りまつり法方

俄小海道を引退き上野親王成良義詮ともに
同相伴ひまゐる越の殿より御使を
先代分の系図庭従乃
略をもつて両国九箇入道
射百余騎忠政
歌退散しけり則実津谷
勇人高丸を休めまゐる
阿湯治のためおそく
息陸奥守顕氏乃方
忠俊首代まゐる我歌の中に

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

おさらんを要するより又春命を
切りて独行の金一命以来より思ふ
合戦乃ち終るまで後ろ手を縛
此事相軍関白一統の仕置
忠臣孔子と云へども武をつゐ
ことわりや合戦の夜明りたる
亜候左を支相模将氏ま討死を
板彼我ともに乃ち名ある
漢別乃ち奥寺を遠ざけら
うなくして没後まで感ぜ

事ありとう人中ま相関東乃合戦の
京都へ申されるより依て相軍ま奏向ま
実栗ま立く函徒既ま合戦を
妻入ま亜候相模守氏ま
智略あるより依て海乃より退
ろんて合力ま加へと言ひなひくよおう
西海私より次第ま討ほろと相て
此法ま家を背ま人ま数を
喜悦の貴代私ま死ま法体
作ま出ま有ま系相談合ま乃
大相出対面あり

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

今高私を立て関東に加担の志を顕す
方々数を尽して防ぐと雖も小指小指て討ち
陣乃軍士防保丹後守入海を渡て
て歌を通ちて云ふ
小其賞として家督安保左衛門入道淳忠を
拝領せしむ忠節とする軍会ひ
てうたふ我が当所の合戦を初めて同年依
衆乃中山猿沢乃高橋縄手乃相撲ノ小淵
川と号鎧会ふ高ひく歌ふ
七ヶ度の戦ひ討捕て八月十九日終会ひ攻へたる

ふ紀頼方ハ祝父子安保次郎左衛門入道淳忠自
害す和智弥五郎俊春一戦責落ふる
七月乃おふう八月十九日小雨降る
あふたひ父祖乃旧里ふ立帰る
ふくしまの浪荒く
お入軍ハ申ヨ当く技作を
大将ニ号を〻相摸次郎ハ幼稚ふり大仏相承
る名越の五孫ふ寿ふしを
て通ふ会ハ明りふる軍俄ふ
和ふふ人ふみ鳥合集悪乃輩ふ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

切をもつて支配せ天命にそむくなかれ
おもふに先代も吾日先代ともに
吉野を根軍法兄弟縁合より新入二階堂乃至
小弁をして京都より佐拳の者ハ勲功
乃賞ハつかまつるやと脱文先代勇士死
罪流刑をさだめ給ふ程なく悔ゆるこゝろ
忠義と殺さしまをおもひ出すもの者ともけを
京都より公人と親族を使者として東夷降伏
と告ぐるやまた又勅使中院雅定又坂中将具光
朝臣関東小下向して義時追討よせら

ゑ門をする事歳盛年ニ也但軍会ハ黄小をいそ
も京都をもつて倫有をもつて究明べきよりまま
こゝに治承の乱を繰返すとなり勤巻の者ハ
京都の番をさゝ也中ニ小ハ所領ハ
れるハ也と治承ハ又ハ治承ハ運
時減亡して天下一統ハ
ゝもより志ハ於ハ歳年ハ
公家義貞ハ謀度ハ
小よりくとも安全ハ大敵の中を
乃うまて関東に御座の秘百を以ハいそ

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

中ころけるほどの間に此上洛をとゞめらるゝ宮
小路殿代々将軍家の御所を造らるれ
ども師直が下の諸大名屋形をかまへ
御小鎧着甲神を祭る故は国家
両大将軍佐奉の人ことに信濃守護代
勲功の賞不充満るに
給ふべき国東へ下向のよし聞ゆるに
先義貞朝臣と野の守護職を上杉武庫
禅門が任せられ給ひて用意せ
ぬほどにまづ京都同催の親族

代官をのぼせ京都へ上洛
来給ふ仁ども
来給ふ仁ども
ありとく速に二度此軍に
ふるまひ数万騎の
ぬる次第後は数万騎の
ぬる間なれども
ども源氏を師泰
先二の国ぬ下ぬ
出ぬる間諸国の軍勢
勢ども門よりの
結て高所よりは

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

河乃西の岸を陣と乱れ三日あまり雄雌つかず
交ることあまた東士こゝをせにかゝりてまけいくさ
を渡りつゝ西乃岸よりとらつゝ大をとらつゝて
相戦ふ中にも中ぬきの陣をかまへうち
引中ぬ手義貞乃陣よりうち掛口大炊介ときこゆる
老武おくく四角八方と討とりしかば
しらぬ戦をか西乃陣よりうち河をうち渡して合戦
能登小及けるが師泰引返してこれを追
落坂駿河の今見村かをつくり相支とゝもに
家もあまた焼うせけるとぞ後に聞えし

二百十四所数万騎を率して同る六波羅の東よ地
向ふ終日入乱れく戦ふ敵人馬の足を八百千丈雪の
地を蒸つゝかゝる迷惑戦乃ありさまも
電のおとく知るものひとりもなかりしかば
しらぬ討死をする者数を
間武家乃軍多く降参して義貞に属しけるが
つくるまゝにて先をとらすれば
山よりも竜ぞ水のごとく馳切て襲ふ
をけるに仕来細川師亜師泰汝ぢ人南条
軍陳を乱れ引先日勅使光明寺向のとき

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

政治有私ふるゝ行ふ事なし
年老ひつかれ侍るまゝ子の
進て仕へられん小我諸
會を信て恩言とうけ
乃ち死ぬるとも君乃世
行ふされとも政のう
召けるが小政勢とも
義人執春等を召具して
小田原へ被向海上の
事仰ふけるに我
仰を蒙り但遠勢乃
さ次第正月廿日八幡大
急ぐ先達而諸軍勢を
有けんが小結城長沼一
輩仁治義乃ため頼朝
施ずして忠義を
原政光入道の子
辱恥給当府将軍秀
請ずて子孫く鎮
五代将軍乃後
ても重畳なり但
さ次第正月廿日八幡大
急ぐ先達而諸軍勢を
有けんが小結城長沼一
輩仁治義乃ため頼朝
施ずして忠義を
原政光入道の子
辱恥給当府将軍秀
請ずて子孫く鎮
五代将軍乃後

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

乃ち〻馬の家々を巡ること数十余路にして
着陣ありき軍乃ち左の如し寛政二年十二月箱根の山路を越え
合戦ありしかれば箱根の山路より加わり
合力あるべきとの御軍評議ありしかば
我も〳〵と急ぎ行くこと飛鳥の如し
身をへりくだりて
ひたすら合戦を祝さんと歌おのおのきりたちたり
諸代譜代の家人ども歌うたいつるに利とぞ
乃ち夜ふけ人静まりて
一天に一宮新田脇屋の大将
と詠き〻是極乃明神の前の野と名づけたり
是也左の如し
場乃なりて
所と四方揚幕を
とうたあり
かしまの
大先小先打ち
関の歌を結城より
〻ゝうり
ら五ひく

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

香伊乃下より船奥を差れ如よく事去あり
りふお文色をりもを学ぶと見ること〳〵盤目十二目余
勝駿河のより引退死住野山を味を乱如く大友
尤迫れ臨官軍〳〵て其勝ニ而余誇よて下向も
ありまるれの四方に手ら〳〵ともる学ぶ
細を陣より旨伯ら迫ら〳〵れ不両所の会義
合れ時ら〳〵に許方よ加ら〳〵く合我乃も言と破〳〵
ら迫ハ歌原よく破迫て二條中将為冬と始と
〳〵て京方大将付をめ式当を明石ハ将軍乃
四朋友すりしハ彼頭と石ようも山秋傷

乃色沢この事ニ書ハ雨ありしハ修夏の出
府式ハ如ありまるハ陣と石ら昨日とる
の軍て四方対勝〳〵向四発ニ芸震乃ら〳〵通
夜乃もりしにあくまるハ十二日ハ孝と聞ニ
ら〳〵て伊豆の国府よ攻入ふまよ義貞下
知寒を呑式陣を引寄て通夜没落〳〵ら
三島明神乃御前とら〳〵出陣ふよ
四方ら合て辰巳二時の合我ら〳〵ら乃
色夫ふひ我合ふ色やら東六種毒動
におふふ次ハ畠山安房入道討死す

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)　ガラス使用

義貞勅勘のかうぶりて罷下伊豆守二今日の
うち味方に参下伊豆守二今日の
合戦に打勝て頗大軍にて今日十二日辰の刻
迄に相模川渡瀬を打越箱根
両大将一所に成て府中へ攻上る事
たやすかるべき由申ければ
翌十三日四更に及ける後
合戦に及ぶべき由を申ける
にもるまじく候を守とうふ
幕と引退くの家々放火
たるを敵我も劣らじと数を
翌十四日辰の刻に及ける後
合戦に及ぶべき由を申ける
小笠原信濃守長時
小笠原信濃守長時

合戦大事の出来たるに
当る迄同十四日海老名の宿
をもひしくに
禁野の里面々に
身方参て、
去る四日越河原の合戦の時
両小笠原の支族
悉く
参時時房と
当る迄同十四日海老名の宿
をもひしくに
禁野の里面々に
身方参て、
去る四日越河原の合戦の時
両小笠原の支族
悉く
参時時房と

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

勇収めらるる云々、源氏山河の号を
改めて鎌西より合戦治定を
申すべしと雖も、天龍川の橋を渡らざる
ほどは油断やくなかるべきの
由、大事ある人これを誡む、
乱小林を山林と誤り、
重ねて御尋ねに及ぶ、新田殿高
激する処、敵軍を大海
と心得るかの由、
御返事又再び仰せ
味方と二人なりしかども
いそぎ渡橋を引くべしと雖も、海水を
満ち来るに成敗なくして
うけ引いていわく、新田義貞
さる者ひく二人も引くと
四海ひとしく一人も引かずと
切落すべきよう、小弁せしこと義貞将軍中
よう云ふて大事出来とも
事ともせず乗ひらかんと
よもや引かじ、いかに
も掛くべしとて、

勝よ家たる事士格をそんする時日をめぐらそくうち次元敵の大勝よ
小勢よて川とほよめそも我よ味よこそ退
海き添よ兵よやさちとを知うこて武略
乃一のをたくもれ義貞うを切落くくとよれ
もをて切るへさそくとを切
をはくとのちめるさめるとてもし
支来代よ主海くロよくとうる人くよく将を
警定住をとて勢小山波ア
出勝と治をうくはくとちりとをれ

先を守人皆う涙をするうして弓矢乃家より
生れ後もくそをへ以をと名あて
出雲有きをくく義貞や感ーやぬ人を
おうをを切去程を将軍方の第八子義尊
海道の第一人を物を属し奉るうる実法
をにはなりしうる軍勢山生村里に充満し
人をを立るこおるーうる程よ来方より法
外乃物均の関東実質と覚
らひく国人業内者ろうのうう江別依被
代官を俄よ梅て引給る兵八関東勢を南出

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

もくちへて出欵の奥勢を次後陣をもととせも
と謀る間則武蔵る師直を大将として大勢
を率しての建武二年十二月廿日又彼城を押寄
て一戦乃中小攻落ちとて所詮副将軍ハ義詮
篠田ともに所詮副将軍ハ義詮ハ師直ハ
島山上総介等洗ハ吾見ハ河内守道ハ
ありへきとの事ハ東方ハ瀬田の大将ともハ程宣ハ
中将結城左兵衛尉親光伯耆守長年也

歟田ともに有ハ旨ともを含ともて将軍ハ
日原路ともに向ハ出向ありと云ともて軍勢
一統の時北畠亜相禅門濃尾ともを
者ともを出羽陸奥両国乃ともを
ともて小女子ともの軍勢ともを
石破の軍戦ともを辞ともの後陣の勢ともを
治乃討ともハ大将義詮の中二男引て楯楯楯
と上ておともう同八日ハ夕楊乃中楯のともう
もともう結城の山ともの名家人野木ともハ二百騎計ハ
中堂二入ともハ一人当ともを打ともて義ともを

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

なく官軍の威の余をもて勝乃勢をもて
両人をうひしく支生る也と雖も其間
へたて日数を軍也る而已郷を延引して赤松
入道父子其国中を手分して播州
をとく〳〵同時に合戦ひ入〳〵と雖も
天ものともせず〳〵と播州に逗留ひ入同
城戸口に押寄て攻戦ふ事乃ち十日乃
年乃刻汗水を流を破て入我勇を攻入火
をとうとう所〻京方落延上洛ひ同十月廿
山門へ籠幸あか今回裏焼毛〳〵もう長
と宗徒衆ようの業ひ皇居の西也
ふこいりとおひ入う
ますの如う同時ひ郷お雲客以下親光正
成義年う面所も汗水を流て奉乃軍破れて咸陽
洛ま〳〵延供へきく
宮殿房舎民戸焼もひひるか異朝ひるか
延とおひ入う事承元乃年家乃

都落ちをまくやをおりをとて

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 081.5-G95-H(s4)
ガラス使用

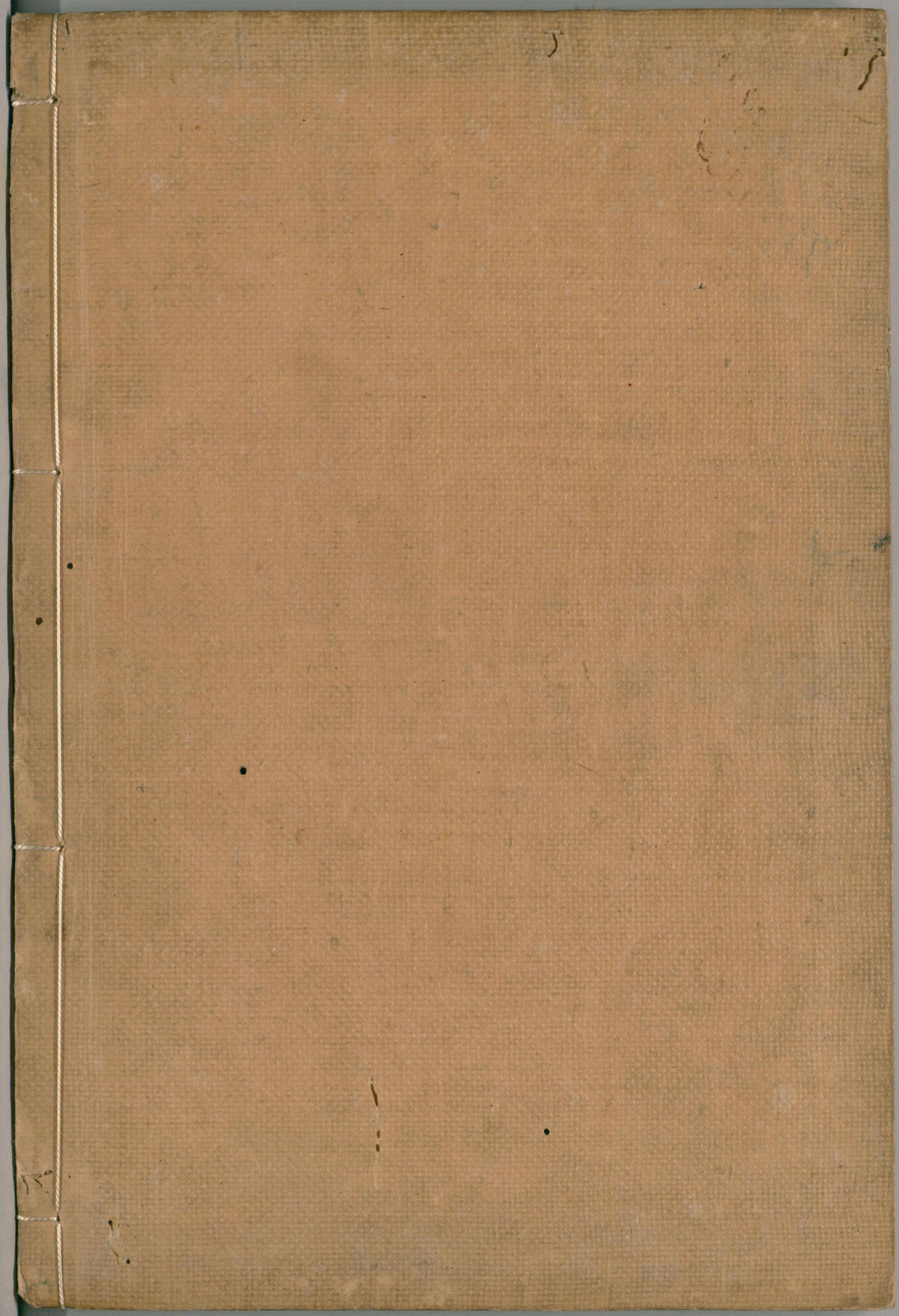

国立国会図書館　　タイトル『群書類従』　請求記号 081.5-G95-H(s4)

ガラス使用